

マイカー共済とあわせての加入をおすすめします。

自賠責共済

自動車損害賠償責任共済

マイカー共済と自賠責共済のセット加入は、万一の人身事故の場合、マイカー共済と事故の一括処理ができるようになり、より円滑な事故処理と共済金支払いの迅速化を図ることができます。また、満期案内をすることにより、車検対象外のバイクについても自賠責共済（保険）の契約切れを防止することになります。

契約できる方とお車

- この組合の組合員ならどなたでも契約できます。
- 契約できる車は、組合員と配偶者および同居の親族、別居の未婚の子、組合員の扶養関係親族の所有の車で自賠法に定められた自動車（自賠責に加入しなければ運行してはならないすべての車両）です。

補償内容

- お支払いできる事故

「自動車」および「原動機付自転車」を運転中に、他人にけがをさせたり、死亡させたりした場合に共済金をお支払いします。

- お支払いの内容（被害者1名あたり）

他人を死亡させたら		他人にけがをさせたら	
死亡による損害	死亡するまでの傷害による損害	傷害による損害	後遺障がいによる損害
葬儀費・逸失利益・慰謝料（本人および遺族） 最高 **3,000** 万円	治療関係費・休業損害・文書料・慰謝料 最高 **120** 万円	逸失利益・慰謝料等 障害の程度により最高 **4,000**万円～**75**万円	

ひき逃げされたり、無共済車（自賠責共済の契約がない自動車）・盗難車にひかれた場合の制度として

加害者側から賠償を受けられない被害者のために政府の保障事業制度があります。詳しくは損調サービスセンターにご相談ください。

マイカー共済と自賠責共済の一括払い制度として

マイカー共済には、自賠責共済で足りない分の共済金を支払う任意共済の対人賠償があります。加害者にマイカー共済の任意契約がある場合は、自賠責共済金の立替払いを行います。

加入の時期

① 車の購入時
② 車検満了時
③ 軽二輪、原付の自賠責満了時

掛金は専用の払込書で、コンビニでお支払いいただけます。

加入手続きの流れなどについて、詳しくは全水道共済推進本部までお問い合わせください。

車検のないバイク　期限切れになっていませんか？

原付自転車（ミニバイク）、検査対象外軽自動車（250cc以下のバイク）も自賠責共済（保険）への加入が義務づけられています。しかし車検制度がないこともあり、つい更新手続きを忘れてしまいがちです。念のためナンバープレートに貼ってあるステッカーで契約期間（有効期間）を確認してください。



自賠責共済主要車種掛金表（本土用）

令和5年4月1日以降始期契約適用の掛金表（本土抜粋版）　　単位：円

車種 ＼ 契約期間		60カ月	48カ月	37カ月	36カ月	25カ月	24カ月	13カ月	12カ月
自家用乗用自動車				(24,190)	(23,690)	18,160	17,650	12,010	11,500
軽自動車	検査対象車			(24,010)	(23,520)	18,040	17,540	11,950	11,440
自家用小型貨物自動車						(20,950)	(20,340)	13,480	12,850
自家用普通貨物自動車	最大積載量が2トンを超えるもの					(32,030)	(30,980)	19,290	18,230
	最大積載量が2トン以下のもの					(29,300)	(28,370)	17,860	16,900
二輪車	250ccを超えるもの			(10,630)	(10,490)	8,910	8,760	7,150	7,010
	125ccを超え250cc以下のもの	14,200	12,470		10,710		8,920		7,100
原動機付自転車	一般原動機付自転車（125cc以下）	13,310	11,760		10,170		8,560		6,910
	特定小型原動機付自転車	12,040	10,730		9,400		8,040		6,650

※ 本土離島、沖縄、沖縄離島の掛金については全水道共済推進本部にお問い合わせください。
※（　　）内の掛金は、新車登録時に必要となる掛金です。
※ 特定小型原動機付自転車の掛金は共済期間の開始が令和6年4月1日以降の契約について適用となります。